

新基準による UR 賃貸住宅のアスベスト調査中間報告について

UR 都市機構では、UR 賃貸住宅の吹付けアスベスト等の使用実態につきまして、国の基準等が変更(※1)されたことを受けて、改めて再調査を実施しています。

1. 吹付けアスベスト等の状況について

平成 3 年までに管理開始された UR 賃貸住宅のうち、住宅内部及び共用部分、附帯施設（電気室、機械室等）及び賃貸施設（店舗等）

アスベスト含有吹付け材の使用が判明した棟については、除去等の処理が完了しております。

2. 居室等の天井に使用しているひる石（パーミキュライト）吹付け材について

(1) 調査概要

- ・調査対象 : 平成 3 年までに管理開始された UR 賃貸住宅のうち居室等の天井にひる石吹付け材が使用されているもの（平成 4 年以降に管理開始された住棟には使用されていません。）
- ・調査内容 : アスベスト含有調査及び室内空気中のアスベスト繊維飛散濃度調査

(2) 調査結果(平成 23 年 3 月 31 日現在)

下記のとおり、一部の UR 賃貸住宅の居室等の天井に使用しているひる石吹付け材に、不純物としてアスベストが含有されていることが確認されましたが、室内空気中のアスベスト繊維濃度は、環境測定専門機関による測定を行ったところ、室内空気中の測定できる最下限値 (0.5 本/リットル) (※2) を超えるものは確認されず、アスベスト繊維の飛散は確認されていません。

【参考】環境省の「アスベスト大気濃度調査結果」(平成 17 年度から平成 21 年度)の地域分類「住宅地域」及び「商工業地域」における UR 賃貸住宅が存する地域の大气中アスベスト濃度は、最小 0.04 本/リットル～最大 1.68 本/リットルとなっています。

- ・調査対象 504 団地 7,384 棟
- ・調査実施済数 4,758 棟
- ・ひる石吹付け材に不純物としてアスベストの含有が確認された件数
32 団地 93 棟

(3) 今後の対応

調査の結果、ひる石吹付け材に不純物としてアスベストの含有が確認された住棟にお住まいのお客様に個別にご連絡させていただいたうえで、念のため、膜天井による接触防止対策を順次実施していく予定です。

なお、残りの 2,626 棟については、平成 23 年度末を目途に調査を完了する予定です。

UR 賃貸住宅にお住まいのお客様へ

この件に関するお問い合わせについては、管轄の住宅管理センター等にお問い合わせください。

(※1) アスベスト含有率の基準が重量比 1.0% から 0.1% に変更(平成 18 年 10 月)

アスベスト調査対象物質の 3 種類追加：トモライト・アキライト・アンソナイト(平成 20 年 2 月)

ひる石吹付け材に関する J I S のアスベスト分析方法制定(平成 20 年 6 月)

(※2) 室内空気のアスベスト繊維濃度分析方法

J I S K 3850-1 及び室内空気環境等における石綿粉じん濃度測定方法 ((社) 日本石綿協会)